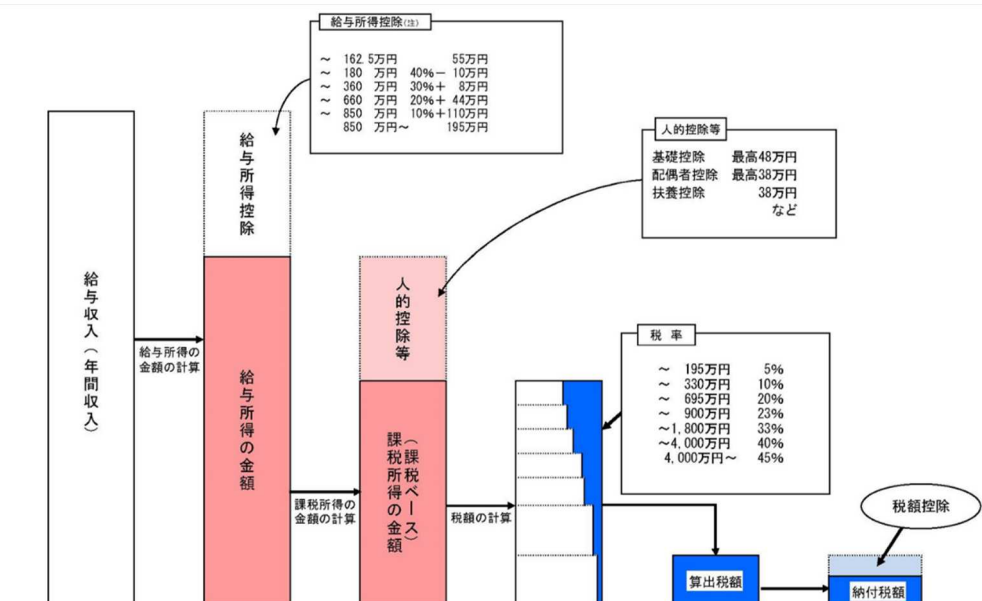


給与所得者の所得税額計算のフローチャート



出典:財務省資料

TAX ニュースレター

東栄税理士法人

03-5778-4722

<http://toeitax.co.jp/>

2022/07月号

ここが変だよ日本の税制② 富裕層優遇

所得控除と税額控除

今月は「ここ変」第2弾、富裕層優遇の制度が多い、という論点です。民主主義である以上富裕層が力を持ちその富裕層を中心に政治が行われるので致し方ない側面もあるでしょう。

よくよく考えるとおかしいのは**所得税における所得控除**です。所得控除というのは、上図にあるとおり**税率を計算する前の課税所得から控除するもの**です。扶養控除や医療費控除、ふるさと納税等でお馴染みの寄付金控除などです。しかし、この所得控除は税率を計算する前に控除をするものですから、同じ控除額であったとしても**税率の差により最終的な税額への影響が異なる**のです。医療費控除で考えてみましょう。医療費がたくさん掛かった人はその年の所得税等を安くします、という制度で趣旨はたしかに素晴らしいものです。しかし、医療費控除は所得控除であるため、**高収入で実効税率が高い人ほど所得税が安くなる**のです。例えば100万円医療費が掛かった人で〇千万の年収の人は50万円税金が安くなり、

複雑怪奇な税制

〇百万の年収の人は20万円税金が安くなる、といった感じです。これは明らかに不合理でしょう。**本来であれば税額控除**として、100万円医療費が掛かった人は**一律30万円税金免除します、等でいいはず**です。ふるさと納税にしても高収入の人ほどたくさん返礼品がもらえる事態となっています。結局、富裕層の税率を下げると世間から批判を受けますから、色々思考を凝らしてオブラートに包んで富裕層を優遇していると勘ぐってしまいます。

あとはそもそもの問題として、税制が複雑過ぎます。様々な特例措置があり、複雑な節税手法も多数あります。富裕層であれば税理士等を雇ってこの様々な特例措置を活用できますが、一般人には不可能です。あえて複雑怪奇にしているのでは、とも思えるほどで、もっと分かりやすい明瞭な制度にすべきでしょう。まあそうなってしまうと私の仕事は無くなってしまいますが(笑)

今月のコメント

本年の夏季休暇は8月13日(土)から18日(木)までとさせて頂きます。19日(金)から出社予定です。ご不便をお掛けしますがご理解のほど宜しくお願い致します。

本年は家族でUSJに行く予定です。目的は子供達が一番興味のある任天堂ワールド。娘が受験ですのであまり日数は取れず1泊の弾丸で往復してきます。時間も激込みの時期ですのでファストパスを取りましたが入場料より高いという意味不明の金額(笑)。ふと思うと上の子が小6です。子供達と旅行に行くのも残りわずかとなってきたことに気がきます。早いものです。旅行に関しては小さい頃からはりきってたくさん出掛けてきましたので心残りはないですが、あと少し、やはり行ける時に行くしかない、と心に決めた今日この頃です。

税理士 岡本勲

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-10-15 エキスパートオフィス渋谷9階

Email: okamoto@toeitax.co.jp